

随意契約の状況		担当課 : サーモン推進室推進係		
		契約日 : 令和5年11月30日		
物品名	契約の概要	契約期間	契約の相手方	契約金額 (税抜)
トラウトサーモン 種苗	八雲町熊石サーモン種苗生産施設において生産したトラウトサーモン種苗 1,300尾を町から右記の者へ売却するもの。	令和5年11月30日～ 令和5年12月10日	奥尻町字球浦42番地地先 奥尻島サーモン養殖協議会 会長 田中靖彦	990,990円 (900,900円)
随意契約とした理由及び随意契約の相手方を選定した理由				
<p>熊石サーモン種苗生産施設において生産している種苗は、海面養殖用の種苗として生産していることから、近隣においてトラウトサーモンの海面養殖事業を行っている上記事業者を契約の相手方として選定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行ったものである。</p>				